

地産外商地域産品開発等事業補助金



中小企業者等の

地域産品の開発・改良を支援します！

地域産品の農産物や海産物を原材料に使ったものをはじめ、米子市のPRとなる商品の開発や改良が補助の対象となります。この機会に魅力のある商品の開発・改良に挑戦しませんか？

最大
30万円
(補助率 1/2)

補助対象事業

※ただし、汎用性が高く目的外使用になりえるものは補助対象外となります。



地域産品を新たに開発する事業



開発又は改良に必要な機械、機器、材料等の購入に要する経費



既存の地域産品を改良する事業



写真及び動画の撮影、栄養成分、消費期限等に係る分析に要する経費



パッケージ等のデザインを開発する事業



パッケージデザイン等を他者に委託し、又は請け負わせる場合における当該委託又は請負に要する経費



商標・意匠等を登録する事業



地域産品に係る商標・意匠等の登録に要する経費

受付期間

令和5年12月15日まで

詳細は裏面をご覧ください。



※申請は、1申請者につき1件を上限とします。

※予算の上限に達した時点で申請の受付を終了します。

※申請方法や対象経費等の詳細は、事前に下記までお問い合わせください。

お問合せ先

米子市経済部商工課

所在地/〒683-0067 鳥取県米子市東町161-2 (市役所第2庁舎4階)

電話/0859-23-5217 ファクシミリ/0859-23-5354 Eメール/ shoko@city.yonago.lg.jp



米子市地産外商地域産品開発等事業補助金について

対象者

市内において事業所を有する個人、法人その他の団体
※市税の滞納がないこと、暴力団関係者に該当しないこと、事業者執行に法令違反がないこと等。

対象事業

地域産品（市内において、その原材料の主要な部分が生産された商品、製造、加工、その他の工程の主要な部分を行っている商品）の開発・改良

対象経費

地域産品の開発又は改良に必要な機械、器具、材料等の購入に要する経費。
地域産品の写真及び動画の撮影、地域産品の栄養成分、消費期限等に係る分析並びに地域産品のパッケージデザイン等を他者に委託し、又は請け負わせる場合における当該委託又は請負に要する経費など。
※ただし、汎用性が高く目的外使用になりえるものは補助対象外となります。
（例）一般的な調理器具、パソコン、プリンター、文房具など

申請方法

補助金交付申請書に必要な書類を添付し、提出してください。
※申請様式は、下記のホームページからダウンロードしてください。
※申請を希望される方は、事前に下記担当までお問い合わせください。

交付までの流れ

- ① 交付申請書提出（補助金申請者⇒市）
- ② 交付決定通知（市⇒補助金申請者）
- ③ 事業着手（補助金申請者）
- ④ 実績報告書提出（補助金申請者⇒市）
- ⑤ 補助金支払い（市⇒補助金申請者）



<https://www.city.yonago.lg.jp/39143.htm>

↑ 申請様式は、こちらからダウンロードしてください。

米子市 商工課



提出先

米子市役所 経済部商工課(商工振興担当)

所在地/〒683-0067 鳥取県米子市東町161-2（市役所第2庁舎4階）

電話/0859-23-5217 ファクシミリ/0859-23-5354

Eメール/ shoko@city.yonago.lg.jp